

大阪市告示第1318号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和6年10月21日(月)	午前7時から
	令和6年10月28日(月)	翌日午前7時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年10月7日(月)	午前9時から 午後1時まで
	令和6年10月15日(火)	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年10月28日(月)	午前9時から 午後1時まで
長居第2陸上競技場	令和6年10月21日(月)	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和6年10月28日(月)	午前9時から 翌日午前7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和6年10月20日(日)	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和6年10月22日(火)から 同月27日(日)まで	

	令和 6 年10月29日（火）	午前 7 時から 午後 9 時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和 6 年10月 1 日（火）から 同月 5 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年10月 6 日（日）から	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年10月 8 日（火）から 同月12日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年10月13日（日）から 同月14日（月）まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年10月16日（水）から 同月19日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年10月20日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年10月22日（火）から 同月26日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
	令和 6 年10月27日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年10月29日（火）から 同月31日（木）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
長居第 2 陸上競技場	令和 6 年10月12日（土）から 同月14日（月）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 6 年10月16日（水）から 同月19日（土）まで	
長居庭球場	令和 6 年10月 1 日（火）から 同月 4 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時40分まで

令和 6 年10月 7 日（月）から 同月11日（金）まで
令和 6 年10月14日（月）から 同月18日（金）まで
令和 6 年10月21日（月）から 同月25日（金）まで
令和 6 年10月28日（月）から 同月31日（木）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）